

日本宇宙少年団鳥取アストロ分団補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、日本宇宙少年団鳥取アストロ分団補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、日本宇宙少年団鳥取アストロ分団（以下「アストロ分団」という。）の行う星や宇宙に関する体験活動等を支援することにより、青少年の星や宇宙への好奇心、冒険心及び探検心を育てることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、アストロ分団とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条の目的を達成するためにアストロ分団が実施する行事、研修に要する経費、その他アストロ分団の運営に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から会費収入に相当する額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(実績報告)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

2 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第1号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑 則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 8 月 1 日から施行し、平成 1 8 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

年度日本宇宙少年団鳥取アストロ分団補助金事業仕入控除税額確定報告書

日本宇宙少年団鳥取アストロ分団補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した額
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）